

甲府市における「有夫女教員問題」

—社会科歴史教材の一事例として—

齋藤慶子*

はじめに

本研究は、社会科歴史教材の素材の一事例として、1910～20年代の小学校女性教員が抱えていた職業と家庭の両立問題について、とくに甲府市における事例を中心に検討していく¹⁾。教育的営みとして何らかの過去のことを内容とし、「過去の公民」を学ぶ感覚²⁾で社会科歴史の教材を考えると、大正期の小学校女性教員の職業と家庭の両立問題は、公民的分野で取り扱われる家族・男女間の平等・少子高齢化のなかでの育児や介護の支援・女性の労働といった問題を、直接的に扱っている点で有意義であるといえる。

また、1969年版の中学校学習指導要領以降、公民的分野は独立した位置づけではなく、「社会科」という枠組みの中で、他の分野と有機的に結びつくように規定され、歴史的分野や地理的分野と関連して現代社会理解や市民の育成を行う構造になっている。さらに、2008年版中学校学習指導要領（公民的分野）では、「公民的分野で学習してきた成果の活用に加えて、『地理的分野、歴史的分野の学習の成果を活用するとともに、これらの分野で育成された能力や態度が、更に高まり、発展するようにする』」ことに留意して指導に当たることが必要であると述べられている³⁾。

本研究では、以上の観点から、1923年に甲府市春日小学校長坂本増次郎が「甲府市初等教育の不振は、有夫女教員が多数有るためである」⁴⁾と発言したことに端を発した「有夫女教員問題」について、職業と家庭の両立問題だけでなく、男女間の平等や女性の労働、子育て支援をめぐる社会科歴史教材の素材研究の一事例として取

り上げていく。

1. 1910年代～1920年代における小学校女性教員の職業と家庭の両立に関する議論

小学校女性教員数が急速に増加するのは1900年前後からである。1900年の第3次小学校令により、授業料が無償化されると就学率が高まり、さらに1908年の義務修学年限の延長による学級数増加で生じた教員不足を女性教員によって補うという機運が、日露戦争後、顕著となっていた。その背景としては、女子の就学率も1905年には90%を超えるようになり、女子教育の担い手としての女性教員への需要が高まっていたことに加え、教員数の不足を給与が低廉な女性教員によって補うことで、教育費問題の解決も託されていたことが挙げられる（表1、参照）。女性教員数は、1890年ごろの5%から、1910年には25%強となり、やがて30%を超えるまでになっていた⁵⁾。

女性教員数の急増は、1910年代の教育界の大きな話題となり、「女教員問題」あるいは「有夫女教員問題」として、しばしば『教育時論』や『日本之小学教師』などの教育関係の雑誌メディアに取りざたされていた⁶⁾。そうしたメディアでは、増加する女性教員の数に対しては教員全体の「3分の1」までの増加が適当であるという考えが主流であったが、山梨県の女性教員の増加状況は、そうした論調を裏付ける状況であった。1916年には、帝国教育会が「女教員問題に関する調査」を実施し、各府県の既婚女性教員割合を調べているが⁷⁾、これによると、山梨県の女性教員割合は28.70%（524人）と3割に迫る勢い

*川村学園女子大学

表1 師範学校卒業生の初任給（1920年）

	女子師範卒 (A) 単位:円	男子師範卒 (B) 単位:円	差 (A-B)円
愛知	25	30	-5
岐阜	25	28	-3
石川	25	28	-3
京都	24	28	-4
山形	24	28	-4
東京	23	30	-7
滋賀	23	30	-7
愛媛	23	30	-7
長野	23	30	-7
福岡	23	29	-6
山梨	23	28	-5
広島	23	28	-5
岡山	23	27	-4
茨城	23	26	-3
静岡	23	26	-3
栃木	22	26	-4
奈良	22	26	-4
大分	22	26	-4
島根	22	26	-4
福島	22	25	-3
福井	22	25	-3
和歌山	22	25	-3
秋田	21	25	-4
三重	21	25	-4
宮城	20	25	-5
宮崎	20	25	-5
佐賀	20	25	-5
岩手	20	23	-3
富山	20	23	-3
徳島	20	23	-3
沖縄	20	23	-3
平均	23.2	26.5	-3.3

〔出典〕『帝国教育』1920年8月号、pp.80-88より作成

である。また、女性教員に占める既婚者割合は39%であり、調査33府県中6番目に高い比率である⁸⁾。

ところで山梨県では、女性教員に占める本科正教員割合が、64.08%と高い⁹⁾。当時、女性教員のなかでも半任官待遇の身分保障があったのは正教員だけであり、代用教員のようないわゆ

る「非正規待遇」の教員には安定した身分保障は当然されていなかった。そのため、結婚後も教職という仕事に従事し続けることが可能な女性教員の多くは本科正教員であり、山梨県の場合、39%の既婚女性教員のうち相当数が本科正教員に含まれていたことは容易に推察できる。

既婚の女性教員数の増加を背景として、「女教員問題」や「有夫女教員問題」を取り上げるメディアの論調のほとんどが、女性教員の教員としての存在価値を、女性の家庭における主婦役割や母役割をベースに置いていた。先にあげた帝国教育会による「女教員問題に関する調査」¹⁰⁾でも、その特徴が顕著にあらわれている。この調査では、小学校における男女教員割合の理想を「2分の1ずつ」とし、その根拠を「父母」が補い合う家庭教育の形態に求めている。学校における女性教員の役割は、学校を家庭にたとえ、教員を親にたとえる比喩に即して構築されていた。さらに、女性教員の適性に関する調査項目では、家庭の育児に近接する低学年の教育や、将来主婦たるべき女子児童の教育に適しているとされる半面、高学年男子を担当することは「能力上」不向きであるとされた。

このように、既婚の女性教員が家庭で担う育児・家事を根拠として「女性」の教員としての価値化が目指される一方で、既婚の女性教員が抱える「教員としての仕事」と「家庭での仕事」は容易には重ならず、職業と家庭の両立問題は、深刻な問題として浮上してくることになったのである。

職業と家庭の両立問題は、帝国教育会主催の全国小学校女教員会議（第一回のみ全国小学校女教員会議、第二回以後は全国小学校女教員大会。以下、全国大会と記す。また、第4回全国大会以降は、全国小学校連合女教員会主催）や各地域の女性教員会で、教員給与などの地方財政の問題や、有資格教員配置への住民・保護者からの期待にどう応えるかといった課題と絡みながら、たび重なる議論が繰り返されていた。とくに、全国大会では、第一回（1917年）から第二回全国大会（1920年）では「有夫女教員問題」

として、第六回（1926年）から第七回全国大会（1927年）では「部分勤務制」という呼称で議論され、第七回全国大会で議論百出の末、現代でいう育児・介護休業支援や短時間勤務制度の導入を狙った「部分勤務制」という制度案を可決した。換言すると、「部分勤務制」とは、小学校女性教員が職業と家庭の両立を可能にするために、育児および病人看護等の家事への時間を必要とする場合、女性教員の願出により、自らが必要とする期間、学科目でも時間数でも部分的に勤務することを認めるという、現代にも通じる極めて先駆的な制度案であった¹¹⁾。

一方、各地域女性教員会では、1910年代半ば以降、職業と家庭の両立に関する議論が行われるようになるが、そのピークは1920年前後に集中している。これは第二回全国大会と連動した動きであるが、それ以降のこの問題に関する議論は、各地域と全国小学校女教員大会とは必ずしも連動せず、各地域の個別の事情の中で議論が行われていた¹²⁾。

こうした1910～1920年代の既婚女性教員の置かれていた全国的な状況を踏まえて、次に甲府市における「有夫女教員問題」について、山梨県教育会雑誌である『山梨教育』、『山梨日日新聞』、『山梨民報』などの新聞、『日本之小学教師』などの教育雑誌のほかに、1923年の「有夫女教員問題」の発端となった春日小学校校長坂本増次郎が1929年に出版した『女教員論』（山梨労資新聞社）を用いて、具体的に検討していく。

2. 産前産後休暇取得状況と既婚女性教員割合

甲府市で既婚女性教員が抱える職業と家庭の両立問題が積極的に議論されたのは1923年である。1922年に文部省訓令第18号「女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ関スル件」により、「母体胎児並嬰兒」の保護の為に「分娩予定日前二週間」と「分娩後六週間」の休養をとることを指示した¹³⁾が、甲府市のように文部省訓令第18号の産休規程が出された後に、既婚女性教員に関する議論が地域の中で盛んになるのは、管見の限り希有な事例である。そこで、まず、山梨県の女

性教員の産休取得状況と山梨県および甲府市の既婚女性教員割合について検討していく。

1921年9月17日付『山梨民報』には、女性教員の産前産後休暇について、「本県では女教員の出産で問題を起こした例は無く、産前産後の休暇は必要としない」という山梨県学校衛生課主事の見解が掲載されている。既述のように、文部省訓令第18号による産休規程が出されるのは翌1922年のことであり、戦後1947年に労働基準法で産前6週間産後8週間の休業が定められてからも1956年に「産休補助教員設置法」が出されるまで規定通り産休を取得することが困難であったことを考えると、1921年時点での山梨県学校衛生課主事の見解も、当時としては特に驚くことではなかったといえる。しかし、産前のみならず産後の休暇も必要としないという発言からは、いかに当時の女性教員らの置かれた労働環境が劣悪であったかがうかがわれる。

甲府市で、出産前後の女性教員への過酷な状況の打開を模索する動きがみられるのは、文部省訓令第18号が出された1922年に入ってからのことである。訓令第18号が出される半年前、1922年3月に、甲府市は、1922年4月から女性教員に分娩休暇を実施するための実態調査を行い、「市内各小学区の女教師は43人で、この1年間に出産した者が10人」であると発表した。さらに、甲府市は、女性教員に対して「分娩前後に一定の期間を設けて休養せしむる事」と産休取得を奨励すると同時に、産休補助教員の配置を予定していることを明らかにしている¹⁴⁾。こうした甲府市の動向は、文部省訓令第18号が発せられる以前のものだが、そもそも文部省訓令第18号は、1919年にILO（国際労働機関）によって「産前産後に於ける婦人使用に関する条約」の締結が各国に呼びかけられたことに呼応して発せられたものであるため、産前産後休暇への対応は、全体としての時代の潮流であったといえる。

それでは、甲府市の女性教員の産前産後休暇取得実態は、どの程度であったのだろうか。ここで

は、甲府市の女性教員の産休取得状況が管見の限り明らかになっていないため、山梨県と全国の産前産後休暇取得状況を検討していく。また、件数が少ないので、あくまでも参考として、北都留郡の産前産後休暇取得状況も提示しておく。

表2は、全国および山梨県と北都留郡の産前休暇取得状況を示している。これをみると、山梨県の産前取得状況は、全く取得しない女性教員

が全体の3分の1を占め、1週間以内の女性教員と合わせると、全体の83.7%の女性教員が産前休暇をほとんど取得できていないことがわかる。一方、文部省官房学校衛生課による全国平均の産前休暇取得状況では、全く取得できなかった女性教員が24.1%、1週間以内が42.9%と、取得率は非常に低いものの、山梨県の取得率よりは10ポイント弱高いことがわかる。

表2 全国および山梨県、北都留郡の産前休暇取得日数（注1）

産前休暇	妊娠件数	なし	1週間以内	2週間以内	2週間以上
全国（1924年度）	6035	1455（24.1%）	2590（42.9%）	1099（18.2%）	89（14.8%）
産前休暇	妊娠件数	なし	1週間以内	2週間以内	3週間以上
山梨県（1925年度）	92	31（33.7%）	46（50%）	5（5.5%）	10（10.8%）
北都留郡（1923年度）	4	0	3（75%）	1（25%）	0

注1) 全国の産前休暇は、文部省官房学校衛生課「女教員産前産後に於ける休養に関する調査」

『教育時論』第1458号、1925年12月15日、pp.40-42より作成

山梨県の産前休暇は、「女教員の産前産後の休業」『山梨日日新聞』1926年7月11日付より作成

北都留郡の産前休暇は、『山梨教育』334号（1925年1月）より作成

次に、産後休暇取得状況を示した表3を検討すると、こちらも全国よりも取得状況が悪く、産後休暇6週間以内の女性教員は、全国平均では66.3%であるのに対し、山梨県では70.7%と

なっている。また、産後休暇6週間以上の女性教員は、全国平均では11.8%であるのに対して、山梨県では4.3%と半数の比率にも及ばない。

表3 全国および山梨県、北都留郡の産後休暇取得日数（注1）

産後休暇	分娩件数	6週間以内	6週間	6週間以上
全国（1924年度）	6035	3967（66.3%）	1306（21.8%）	706（11.8%）
産後休暇	分娩件数	6週間以内	6週間	6週間以上
山梨県（1925年度）	92	65（70.7%）	23（25%）	4（4.3%）
北都留郡（1923年度）	4	2（50%）	1（25%）	1（25%） 45日以上

注1) 全国の産後休暇は、文部省官房学校衛生課「女教員産前産後に於ける休養に関する調査」

『教育時論』第1458号、1925年12月15日、pp.40-42より作成

山梨県の産後休暇は、「女教員の産前産後の休業」『山梨日日新聞』1926年7月11日付より作成

北都留郡の産後休暇は、『山梨教育』334号（1925年1月）より作成

現実には、山梨県の産前産後休暇取得率は全国平均にも及ばない状況であったにもかかわらず、既述のように、山梨県学校衛生課主事が「本県では女教員の出産で問題を起こした例は無く、産前産後の休暇は必要としない」と言い切ることは、それだけ女性教員、とくに結婚後の既婚女性教員が学校教育の現場で軽んじられていた

ことの証左であるといえる。

それでは、このような抑圧的な状況に甘んじながらも教壇に立っていた既婚女性教員は、女性教員中にどの程度いたのであろうか。既述のように、1916年時点における山梨県の女性教員中に占める既婚女性教員割合は、39%であり、全国的にみて比較的高い比率であった。これに対

して、県庁所在地である甲府市の場合、調査時点が1922年と山梨県のデータよりも5年ほど後になるが、1921年度末で甲府市立の小学校に在職していた女性正教員70名中43名が既婚女性教員で、およそ61.4%を占めていた¹⁵⁾。1916年の帝国教育会調査部による「女教員問題に関する調査」で最も既婚者割合が高かった富山県でも52%であった。また、同じく府県庁所在地の事例として拙稿で取り上げている京都市においても1920年時点で50.84%である。これらを踏まえると、甲府市の既婚率61.4%は、非常に高い比率であることがわかる。

このように非常に高い既婚率の甲府市では、既婚女性教員数が多いことをどのように受けとめていたのか、次に検討していく。

3. 甲府市における「有夫女教員問題」

(1) 女性教員数に関する論調

1920年前後の甲府市の小学校教員の待遇と女性教員数は、当時の新聞および雑誌記事にその状況を確認することができる。そのうちの一つ、1915年10月号『日本之小学教師』に掲載された「甲府一瞥」は、『日本之小学教師』の記者¹⁶⁾が1915年9月16日から18日まで甲府市に滞在し、山梨師範学校附属小学校および甲府市内の琢美尋常高等小学校、相生尋常小学校、湯田尋常高等小学校の3校を訪問した記録である。

「甲府一瞥」によると、当時の甲府市内は、「機業地であるから女工の多い所であって風俗は順良であるとは言はれない」うえ、「市民の生活には浮華贅沢と見られる点もある」と、教育環境上決して適しているとは言いがたい様子であったことがわかる¹⁷⁾。甲府市内の小学校設置状況は、尋常高等小学校2校、尋常小学校5校の計7校、学級数は10～24学級である。『日本之小学教師』の記者が訪問した3校のうち琢美尋常高等小学校については、高等科が女児学級のみであった。甲府市内3校の参観の結果、市内小学校の教育実践については、師範附属小学校と連携し、「教授振り…略…歩調を同じくして居」り「美風」と評している¹⁸⁾。一方、甲府市の小学校

教員の待遇については、以下のように、その低さを強調している。

他の市に比して小学校教員の待遇は確かに低い、…略…市の予算は正教員平均二十円であって、男女約百三十名の教員中十五円以下のもの殆んど八十名を算して居る…略…近き将来に此の現状は打破されるには相違ないが、他市に比して一段低いとは事実である¹⁹⁾。

ただし、記事では、こうした待遇の低さは、女性教員数の多さに起因するとして、「低い俸給の教員が割合に多いと言ふとは、一面多数の女教員があると言ふことに原因して居るのであらう。各学校とも殆んど職員半数は女教員である。」²⁰⁾と記されている。『日本之小学教師』の記者が訪問した小学校3校は、市内の中心校であると考えられ、学校施設も完備されており、ここでの記事が甲府市の当時の初等教育の実態を正確に示しているかについては疑問が残るので、この記事だけで甲府市内の初等教育レベルを図り知ることは難しい。だが、記事では、待遇の低さと女性教員数の多さを関連させながらも、女性教員数の多さが甲府市の初等教育のレベルとは結び付けられていない点には留意すべきである。記事の中では、「待遇論はさておき」とした上で、女性教員の学校現場での教育活動を「女教員諸君の元氣旺盛なのは甚だ感服した」と評し、具体例として数人の女性教員を挙げて賞賛している。とくに、勤務年限の長い女性教員については、「普通の女教員ならば既に型が固定して、教授ぶりにも執務ぶりにも何等生気がないのであるが、なかなか緊張した態度で高等科第二年に教へる理科教授の如き少しもだれ気味をみせることがなかった」と記されており、少なくとも「教育上の弊害」となる淘汰の対象としては捉えていないことがわかる²¹⁾。

ところで、『日本之小学教師』の記事の2年後、1917年から寺内正毅内閣の下、臨時教育会議が設置された。臨時教育会議では、9つの項目について審議され、教員給与に関わる義務教育費に

についても議論が重ねられた。その結果、1918年に義務教育費国庫負担法が制定され、それ以前の義務教育費国庫補助法よりも教員給与に対する国の費用負担が明確に示されるようになった。これにより、義務教育の教員俸給の一部国庫負担が実現し、地方教育費の国に対する依存度が高まった。しかし、同法に基づく国庫支出金額は総額1000万円で、臨時教育会議の答申の半額負担には全く及ばず、さらに、第一次世界大戦後のインフレ傾向のなかで、その比率は低下する一方であった。1919年度において、国庫負担額の尋常小学校教員俸給費に占める割合は13%であったが、その後は、1920年度には9%、1922年度には8%と推移していた。そうしたなかで、教員の待遇と教育の質を保ち、かつ市町村の財政事情をこれ以上悪化させないためには、少なくとも当面国庫支出金の相当額増額が、将来的には、半額国庫負担の達成が各方面から期待されるようになっていた。

財政問題をクリアした上で、教員の質を確保し、学校現場に安定した教員供給を行うための画策が続けられるなか、男性教員よりも給与基準が低い女性教員の存在は、国や自治体にとってメリットの高い存在である。しかし、一方で、女性教員の教育能力に対する評価は、しばしば体制側や男性教員、および一般社会から低く見られていた。1920年6月12日付『山梨日日新聞』に掲載された「女教師淘汰云々は教員を侮辱し生活を脅威するものだ」と女教師は憤慨し校長は憂慮す」からは、こうした自治体側の女性教員に対する矛盾した対応を知ることができる。

1920年6月12日付『山梨日日新聞』は、「市の当局が甲府市の小学校に女教師の数が比較的多いのを以て教授訓練の上に於て少なからぬ弊害ありとして近く市内各校の女教師連の成績を考査して淘汰を行ふ意向」であることに対して、「市内某校長」から以下のような反発が挙げられたことを報じている。

淘汰と云ふ事は男女教員の全部に対し成績の良くないものにやるのみならば聞えて居

るが女教師に対してのみ淘汰を加へやうとするのならば少し受け取れない話である。彼等女教師が勝手に教鞭を執って居るのではない。市が夫々任命したものでありながら今になって多きに過ぐるから淘汰するといふのは全く不条理な話といはねばならぬ。

「淘汰と云ふ事は男女教員の全部に対し成績の良くないものにやる」のならば理解できるが、「女教師に対してのみ淘汰を加へやうとするのは少し受け取れない話」とする小学校長の見解は、女性と男性が同一の仕事に従事する点、つまり「同一労働」こそが教職の特徴の一つであると考えた現代の観点からすれば当然のことである。また、甲府市当局が財政的理由から自ら女性教員を積極採用したにもかかわらず、教育不振の要因を女性教員の多さに求め、それを淘汰しようとする自己矛盾した対応を明確に指摘している。さらに、「市内某校長」は、既婚女性教員についても、「有夫の女教師が分娩前後に於て長期の欠勤があるからといふが之は女子としても最も大切な役目の為で如何とも致し方がない事であり、甲府市当局がむやみに淘汰をかざすことは女性教員に「不安の念」を抱かせる原因となるので「憂慮に堪えぬ事である」と述べている。また、記事には甲府市当局の意向に対する女性教員自身の言葉も掲載されている。

妾達は別段自分勝手に市に勤務して居るではありません。女教師たるべく相当の教養を受け任命されたのであって今になって女教師は教授上の成績がよくないから淘汰する…といふのは我々教育者を侮辱したものと云はねばなりません。

女性教員が「教授訓練の上に於て少なからぬ弊害」となっているから淘汰を行うという、甲府市当局の差別的な意向に対して、男女の別なく「教育者を侮辱したもの」と断罪している。この後、甲府市は1922年4月に市内小学校女性教員の産前・産後休暇の実態調査を行うなど、女性教員、なかでも既婚女性教員の勤務への関心が次第に高まるなか、1923年7月の甲府市立春日

小学校長坂本増次郎の発言に至るのである。

(2) 甲府市における「有夫女教員問題」—甲府市立春日小学校長の発言を中心に—

1923年7月17日、甲府市中心部に位置する甲府市立春日小学校で開催された甲府市小学校職員研修会の席上、開催校である春日小学校・校長坂本増次郎が、「有夫女教員の問題、くわしく云へば甲府市初等教育不振の膨大原因は有夫女教員が多数にある為である」²²⁾という発言を行った。さらに坂本は、「勤務能率低き有夫女教員は独身女教員を牽制して、低きレベルにまで引き下げる」だけでなく、「男教員の能率までも此の有夫女教員のレベルにまで引き下げ」ていることが、甲府市の初等教育不振の現状であると述べた²³⁾。このことに端を発して新聞紙上をにぎわした「有夫女教員問題」にかかわる議論が、広く甲府市の小学校女性教員や県当局をも巻き込んで繰り返された。

7月17日の坂本増次郎春日小学校長の発言に抗議して、7月20日午後2時半から春日小学校第5教室を会場として、女教員有志会が開かれ60人余が出席した。表向きは、「甲府市の初等教育振興に関する協議」として開催されたが、実際は「坂本氏に対する憤慨の余りの集まり」であった。有志会では、まず、駒谷よう（穴切尋常小学校訓導）から開会の挨拶があったあと、林かね（琢美尋常高等小学校訓導）が座長に推薦され、議事が進められた。女性教員個々がまとめてきた意見を発表し午後5時に散会した。このときの模様について、7月21日付『山梨日日新聞』では以下のように報じている。

坂本校長が、市の教育を憂慮する余り述べられた意見には相違なきも、女教師の人格を無視して女教師駆逐すべしと迄叫び又は拍手した不謹慎極まる男教師のあった事に就ては余りに真面目を欠いたものであるといふことは誰しも心に思った所相違なかるべく、結局各自が充分修養して男教師に劣らざるそこに大に其職能を發揮すべしとは不言の間にかの女等の心に誓ふた言葉である²⁴⁾。

この記事では、坂本の発言は「市の教育を憂慮する余り」のことで、女性教員、ことに既婚女性教員への差別抑圧を意図していたわけではないと坂本を一定程度擁護している。その上で、坂本の発言に追従した男性教員が行った女性教員を侮蔑する言動に対しては「真面目を欠いたもの」と評して、女性教員の憤りを援護している。

さらに、7月23日には、女性教員の要求により、甲府市立相生小学校で甲府市小学校職員臨時研究集会が開催され、「坂本対女教員」という対立構造の下、坂本が17日に行った発言についての「押問答」が繰り返された²⁵⁾。この時の議事について、坂本は「有夫女教員問題に関する意見(2)」(1923年7月30日付『山梨日日新聞』)のなかで、有志女教員会の女性教員らの「態度が如何にも不審」で議論にならなかったと説明している。しかし、同じ日の模様を語った県当局者は、「研究会で女子が意見を発表する時に男教員たちが浮調子になって野次を飛ばしたり、冷やかし気分になったり…略…そんなことでは甲府市の初等教育振興策も覚束なく考へられる。…略…女子の意見を発表する場合には努めて歓迎してやるやうにせねばならぬ」²⁶⁾と述べており、女性教員の態度ではなく、むしろ男性教員側の議事への態度を問題視する見解が示されている。

7月23日付の記事にしても、7月30日付の記事に掲載された県当局者の言葉にしても、男性教員の議事に臨む態度を問題視し、その点において「市の教育を憂慮」している。だが、それは、甲府市の初等教育不振の根拠を、女性教員や女性教員の勤務、さらには女性教員の教員としての能力に求める考え方を否定するものではない²⁷⁾。女性教員数が半数を占める学校現場で、坂本のような発言すれば針の筵のはずである。にもかかわらず、坂本発言が繰り返され、女性教員との論戦でも決してその論を曲げなかった裏には、前項にも示したように、女性教員のみを「淘汰」の対象として勤務実態を調査し、初等教育不振と女性教員の勤務を結び付けて捉える考え方が、坂本発言以前からあったからとみることができる。

坂本は、後に、このときの「有夫女教員問題」を振り返り書物を記している。そこには、甲府市の初等教育不振の要因を既婚女性教員の勤務能率に結びつけた1923年の発言について、その真意を以下のように語っている。

本市教育不振の原因何処にありやと云へば、余は先本市教育不振の原因を有夫女教員にありと呼ぶ所のものである。

現在小学校の勤務は極めて過重である。その上有夫女教員の立場は、教育上幾多の長所を有するにも係はらず、家事上他の関係のために充分にその技量を伸ばすことが出来ぬ。最も女教員中にも各境遇も異なるため、一様ではないが、今は一般的に有夫女教員の実状を考へて見ることにする。之等有夫女教員の实状については具体的事実も多少調査しても見たが真に同情に堪えぬ次第である。そこでそれが欠陥を補はんためには是非共補助教員を置いて、過重の勤務を軽減することが第一であるが経済其他の関係からそれも得られぬのが本市の現状である。されば之れが救済策としては女教員各自が各々自分の立場を理解することが大切である。……(略)……終わりに一言申して置きたいのは、有夫女教員は係累の多いため教育上幾多の支障があるばかりでなく、そのために男教員若しくは他の係累の少なきものまでを牽制して教育の効果を低下せしむる場合の多いことである²⁸⁾。

ここで、坂本は、再度、甲府市の初等教育不振の原因を「有夫女教員にあり」と述べる一方で、既婚女性教員は「教育上幾多の長所を有する」が、家事・育児との両立の困難さから「充分にその技量を伸ばすことが出来」ないのだとして、既婚女性教員の「能力」を評価する発言を行っている。さらに、既婚女性教員が抱える職業と家庭の両立を支援するための「救済策」として、甲府市に財政的な余裕があるならば「補助教員を置いて、過重の勤務を軽減することが第一である」と述べている。だが、実際、そうした財政

的余裕のない現状では、「女教員各自が各々自分の立場を理解することが大切」であり、職業と家庭の両立問題は女性教員個々人で解決すべきこととして、突き放した見解を記している。加えて坂本は、「有夫女教員は係累の多いため教育上幾多の支障があるばかりでなく、そのために男教員若しくは他の係累の少なきものまでを牽制して教育の効果を低下せしむる場合の多いことである」と最後に付言し、結局は既婚女性教員への差別的発言を繰り返す内容となっている。

坂本が著書を記した1929年には、すでに第6回(1926年)および第7回(1927年)全国小学校女教員大会で「部分勤務制」が議論・可決された後である。したがって、「救済策」を坂本が提案することは、とくに斬新なことではない。しかし、校長という学校現場のトップの地位にあった坂本が、「補助教員」の設置も含めて家事・育児との両立の可能性をさぐり、女性教員の就労継続を目指す考えを示したことには意義がある。

既述のとおり、甲府市の小学校では、少なくとも半数が女性教員であった。学校現場で多数を占め、多くの女性教員が自らの待遇を改善したいという思いを抱えながらも、実際に県・市当局や新聞のような世論で取り上げられるのは、校長などの管理職から発せられる女性教員の勤務能率を問題視し、現場から排斥する発言ばかりであった。女性教員たちの反発により議論の場が供されたことが大々的に報道されたときも、坂本の発言が先にあったからこそ報道に結びついたのであり、これが逆の展開、つまり女性教員が自らの待遇を問題視したことに端を発した議論の場であったならば、これほどの報道となったかは疑問が残る。このことは多くの一般の教員の意見よりも、ごく少数の管理職の意見が大勢を動かすことの証左であり、こうした構造は男女共同参画社会を迎えた21世紀の今日においても見出すことができると考える。したがって、管理職の職にあった坂本が、「是非共補助教員を置いて、過重の勤務を軽減することが第一である」と記したことは、女性教員が抱える職業と家庭の両立問題を世の中に問いかけるという点

においては、その意義は大きかったといえる。

おわりに

1990年代以降、少子化対策として、さまざまな子育て支援策が打ち出されてきた。しかし、「男性の働き方」を視野に入れて、職業と家庭のバランスについての社会的合意を求め、子育て支援を行っていく方向で施策が示されるようになるのは2000年以降のことである。また、周知のように、1986年に男女雇用機会均等法が施行されるが、90年代までは、あくまでも性別役割分業観が温存されたまま、男性と同じように働くことができるのなら、女性にも雇用機会における男女差を撤廃するというものであった。1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、性別役割分業観にとらわれない新たな社会を男女が共に参画して作り上げていくことが目指されているが、男性も含めた職業と家庭のバランスについての社会的合意を得ていくための課題は未だに残されている。したがって、本稿は、他の職域に先駆けて、男性との地位の対等化が目指された小学校女性教員を対象として職業と家庭の両立問題の議論を分析・検討した点で、きわめて重要な現代的意義をもっている。

その上で、本稿で検討してきた甲府市の「有夫女教員問題」における歴史学習の教材としての意義を、女性史研究者である荻野美穂が示す歴史教育が果すべき役割に沿って考えてみる。荻野は、歴史教育が果すべき役割を3つの点から捉えている。

まず、荻野は「現在は、過去の延長線上にあり、私たちはすべて『歴史的存在』であることを認識させる。現在、自明で自然に見えることも、過去のさまざまな分岐点における選択肢や交渉の積み重ねの結果として作られ、生まれてきたものであり、現在が過去の延長線上にあるように、現在の私たちの行動や選択が未来の歴史を作っていくことになる」と²⁹⁾と、一つの役割を指摘している。本稿で検討した有夫女性教員問題がおこった1920年前後は、家族のありよう（都市新中間層、近代家族など）、女性

の家庭内での位置づけの変化（家事労働の責任者としての「良妻賢母」という規範）、母性、女性の労働（女工を中心とした労働問題、職業婦人など）といった点において、現在へと繋がる「分岐点」であった。そして、全国小学校女教員大会で「部分勤務制」を議論していた約100年前の「延長線上」に、現代の子育て支援や女性の就労問題に関する議論がある。そうした積み重ねの上に、男女共同参画社会における、男性も含めた仕事と家庭のバランスについての社会的合意を得ていくための課題があり、その課題は未だに残されているのである。

さらに、荻野は、「現在と過去との違い」と「ポジショナリティ（立場性）による歴史の多様性」の観点から、二つの歴史教育の役割を示している。荻野は、時代によって「当たり前」と考えられることが異なり、異なったことが「妥当性」をもって人々になぜ受けとめられていたのかを「時代的文脈に即して理解させる」ことが歴史教育の役割として重要であると述べている。つづいて、荻野は、「ポジショナリティ（立場性）」の点について、「たとえ同じ時代であっても、誰の視点から見るとによって、歴史の見え方も、また何の歴史が重要なテーマと考えるかも異なり、「ジェンダー（性別）の視点を導入することの重要性もそこにある」と指摘している³⁰⁾。

ここで荻野が指摘した時代と立場性の二つの違いに留意して、本稿で扱ってきた女性教員が抱える職業と家庭の両立問題を、自治体、帝国教育会、男性教員、そして女性教員のそれぞれの立場から見た場合、どのような違った見解がでてくるのかについて表4で整理した。職業と家庭の両立問題を考えるときに重要となる項目4つ—産前・産後休業、子育て支援、男女の給与格差、教員としての力量—を取り上げ、それぞれの項目への見解を簡潔に示している。男性教員と女性教員とで見解が全く異なるだけでなく、ここで自治体として示した立場をさらに具体的な各自治体に照準をしばって考えると、各自治体の産業構造、財政状況、交通網の整備状況な

表4 「時代」および「立場」による女性教員の両立問題および教員としての資質・能力への見解の違い

時代 立場 項目	1910～30年代					現代
	文部省	自治体	帝国教育会	男性教員	女性教員	
産前・産後休暇	必要だが、実施困難 但し、補助教員を置く 財政的余裕なし	必要だが、実施困難 但し、補助教員を置く 財政的余裕なし	必要	必要なし	必要	1956年より「女子教職員 の出産に際しての補助教 職員の確保に関する法律」 施行
子育て支援	必要なし	必要なし	必要（女性教員の長期 就労を可能にすること で、女性であっても有 資格教員を多く確保す るため） 但し、財政的には困難 であり子育て支援の実 現可能性は低いと考え ている。	必要なし	<ul style="list-style-type: none"> 必要 当面は必要なし（管 理職登用などの地位確 保の後に子育て支援を 要求するべき） 	<ul style="list-style-type: none"> ・1975年、女性教員、看 護婦、保母の育児休業法 制定 ・他の職種に関しては、 1992年より育児介護休業 法、施行。
男女の給与格差	妥当	妥当	妥当	妥当	待遇改善の必要あり 但し、管理職登用など の地位確保が先である という主張もある	なし 1948年～1950年にか けて男女の賃金格差は解消 された
教員としての力量	男女の能力差あり →学力差（男>女） 女性教員としての適性 →低学年児童及び高 学年女子児童の指導	男女の能力差あり →学力差（男>女） 女性教員としての適性 →低学年児童及び高 学年女子児童の指導	男女の能力差あり →学力差（男>女） 女性教員としての適性 →低学年児童及び高 学年女子児童の指導	男女の能力差あり →学力差（男>女） 女性教員としての適性 →低学年児童及び高 学年女子児童の指導	男女の能力差なし 女性教員としての適性 →低学年児童及び高 学年女子児童の指導	男女の能力差なし 但し、女性教員の低学年 配置の傾向あり

(出典) 拙稿「職業と家庭の両立問題—各地域女性教員会の取り組みの傾向を中心に—」(『人間文化論叢』第9号 お茶の水女子大学大学院 2007年 pp. 345-355), 「第一
一回全国小学校女教員会議における職業と家庭の両立問題に関する議論」(『総合女性史研究』第27号 総合女性史研究会 2010年 pp. 17-38) をもとに作成

表5 山梨県および甲府市における「時代」および「立場」による女性教員の両立問題および教員としての資質・能力への見解の違い

時代		1910～30年代	
立場 項目	自治体		女性教員（甲府市）
	文部省	自治体	
産前・産後休暇	必要だが、実施困難 但し、補助教員を置く財政的余裕なし	必要だが、実施困難 但し、補助教員を置く財政的余裕なし	必要
子育て支援	必要なし→子育てとの両立による女性教員の勤務能率低下が、全体の勤務能率に影響を及ぼすとは考えにくい。そのため、女性教員のみを淘汰の対象として捉えてはならない。	必要なし→子育てとの両立による女性教員の勤務能率低下を問題視するが、子育て支援の必要はないというスタンス。両立により教員としての勤務に支障をきたすのであるならば、淘汰の対象となると考えている。	必要。 男性教員の有夫女性教員排斥の動きに対して、積極的に子育て支援策の必要性を訴えている。
男女の給与格差	妥当	妥当	待遇改善の必要あり 但し、管理職登用などの地位確保が先であるという主張もある
教員としての力量	男女の能力差あり →学力差（男＞女） 女性教員としての能力適性 →低学年児童及び高学年女子児童の指導	男女の能力差あり →学力差（男＞女） 女性教員としての能力適性 →低学年児童及び高学年女子児童の指導	男女の能力差なし 女性教員としての能力適性 →低学年児童及び高学年女子児童の指導

どの地域性によって異なる見解をえることができる。

表5は、その一例として、本稿で取り上げた甲府市について作成した表である。このなかで、たとえば「子育て支援」に関して山梨県と甲府市のスタンスを確認すると、双方とも「必要なし」という見解である。しかし、甲府市当局は子育て支援がなければ勤務能率が落ちるくらいならば「淘汰」の対象となると考えているのに対し、県立師範学校を擁している山梨県は、女性教員養成に財政的負担を負ってきたので簡単に「淘汰」を唱えることはできないという違いがみられる。教員養成に対する立場の違いが、こうした見解の違いをもたらすといえる。

職業と家庭の両立問題は、現代でも解決していない問題である。だからこそ、歴史の連続性と

変化、多様性と複合性を理解し、職業と家庭の両立に関する「過去の出来事」を多面的に捉えることで、現代の生活に繋がる歴史として、身近に感じることができるのである。しかし、本稿では、甲府市の女性教員たちによる勤務の実態を、山梨県内で相対的に位置づけるために山梨県内の他郡市の女性教員を巡る状況にも言及すべきであったが、そこには至らなかった。そうした職業と家庭の両立問題に関する更なる緻密な分析・考察を踏まえた上で、ここで見えてきた職業と家庭の両立問題に関する歴史教育の役割を、「過去の公民」を学ぶ感覚に結びつけ、公民的分野と歴史的分野を有機的に相互に関連させる社会科歴史の教材化を図ることが今後の課題である。

註

1) 小学校女性教員に関する代表的な先行研究としては、①木戸若雄『婦人教師の百年』（明治図書 1968年）、②望月宗明『日本の婦人教師』（労働旬報社 1968年）、③深谷昌志、深谷和子『女教師問題の研究』（黎明書房、1971年）、④一番ヶ瀬康子「大正期の『女教員』問題」（日本女子大学女子教育研究所編『大正の女子教育』国土社、1975年）、⑤川合章、佐藤一子、新井淑子（「女教員会に関する教育史的研究」埼玉大学、1980年）、⑥新井淑子「戦前における女教師の地位向上をめぐる動向について」（『教育学研究』第49号第3巻、1982年）、⑦真橋美智子『子育ての教育論—日本の家庭における女性役割の変化を問う—』（ドメス出版、2002年）、⑧小山静子「女性教員たちが集うということ—全国小学校女教員会議と全国小学校女教員会—」（梶山雅史編『続近代日本教育会史研究』学術出版会、2010年）が挙げられる。これらの研究の多くは、帝国教育会および全国連合女教員会主催の全国小学校女教員大会を扱っている。各地域女

性教員会の動向を追及しているものは、川合章、佐藤一子、新井淑子による「女教員会に関する教育史的研究」（埼玉大学、1980年）が、管見の限り唯一である。ただし、川合章、佐藤一子、新井淑子による研究は、各地域女性教員会の開催や組織化の成立過程、大枠においての議論傾向を把握することにとどまる内容であり、職業と家庭の両立支援に対しての各地域の動向に迫る内容にはなっていない。

2) 鴛原進「社会科歴史と歴史科との違いは何か」社会認識教育学会『新社会科教育学ハンドブック』、明治図書出版、2012年、p.296、参照。

3) 文部科学省『中学校学習指導要領社会編』日本文教出版、2008年、pp.118 - 119、参照。

4) しず子「坂本春日小学校長に」1923年7月20日付『山梨日日新聞』。

5) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社、1971年、p.257、一番ヶ瀬康子「大正期の『女教員』問題」日本女子大学女子教育研究所編『大正の女子教育』国土社、1975年、pp.328 - 333、参照。

- 6) 1900年代以降、雑誌メディアで「女教員問題」が盛りあがりをもせる契機となった大日本教育団による1907年の実施調査は、女性教員の長所、短所について、「生理的」「心理的」「社会的」の3つの観点から分析している。まず、女性教員の「生理的」短所として、「月経」「妊娠」に要する静養と体力の「脆弱」さを、次に「心理的」側面の長所として「愛情に富む」「従順」さを、短所として「心情の偏頗」「理解力に乏し」を指摘し、最後に「社会的」な側面の長所として「低き報酬」、短所として「家事上の煩務」を挙げている。(「大日本教育団の決議」『教育界』第六卷第十二号、1907年10月、p.105、参照) また、翌月の1907年11月には、『教育界』誌上に、女教員問題に関する社評や、「教育茶話」と題するコーナーで「女教員問題」と称して17名の意見を募る記事が掲載された。(『教育界』第7巻第1号、1907年11月)
- 7) 「女教員問題に関する調査」『帝国教育』第409号、1916年5月、参照。
- 8) 拙稿「1910年代、京都市小学校女教員の産休・部分勤務制問題」『ジェンダー研究』第9号、2006年、参照。
- 9) 同上。
- 10) 前掲7)、参照。
- 11) 小学校女性教員が抱えていた職業と家庭の両立問題に関する全国大会での議論については、拙稿「第一回全国小学校女教員会議における職業と家庭の両立問題に関する議論」『総合女性史研究』第27号総合女性史研究会、2010年、pp.17 - 38、参照。
- 12) 各地域女性教員会での具体的な議論や各地域の女性教員の待遇については、拙稿「1910年代、京都市小学校女教員の産休・部分勤務制問題」『ジェンダー研究』第9号2006年 pp.71 - 89、拙稿「職業と家庭の両立問題—各地域女性教員会の取り組みの傾向を中心に—」『人間文化論叢』第9号お茶の水女子大学大学院2007年 pp.345-355、拙稿「長野県下伊那郡における小学校女性教員の職業と家庭の両立問題」『地方教育史研究』第28号全国地方教育史学会、2007年、pp.87-109、拙稿「小学校女性教員における職業と家庭の両立問題—群馬県女教員研究大会での「母性」に関わる議論を中心に—」『日本教育史研究』(日本教育史研究会)第27号、2008年、pp.35 - 61、参照。
- 13) さらに、文部省は、1922年10月30日に訓令第18号の実施上の注意と月経時の保護に関して通帳を出し、「教員ニ産前産後ノ休養ヲ為サシムル場合ハ賜暇ニ準ジ取扱ハレ度」として産休教員の代わりに「予メ補充ノ教員ヲ置ク等便宜ノ方法」を講ずることを求めた。
- 14) 「分娩教員休養 予備教員を置きて」1922年3月17日付『山梨日日新聞』、ただし、甲府市として、実際に「予備教員」を置き、産休代替教員の設置を積極的に行ったことは確認できない。
- 15) 同上。
- 16) 以志為生「甲府一瞥」『日本之小学教師』第17巻第202号、1915年10月、pp.87 - 93。
- 17) 同上、p.87。
- 18) 同上、p.89。
- 19) 同上。なお、先に表1で示した1920年時点での師範学校卒業生の初任給では、山梨県では女子師範卒23円、男子師範卒28円であるが、1915年下半年から1920年にかけて年平均5%強の経済成長率であり、低収入の小学校教員であっても給与は上昇した。
- 20) 前掲16)、p.92。
- 21) 同上。
- 22) しづ子「坂本春日小学校長に」1923年7月20日付『山梨日日新聞』。
- 23) 同上。
- 24) 「有夫女教員問題に関し女教員有志会昨日午後から春日校に開催」1923年7月21日付『山梨日日新聞』。
- 25) 「男教師の飛ばす弥次に屈せず 女教師の意気を示す」1923年7月24日付『山梨日日新聞』。

- 聞』, 参照。
- 26) 「女教員問題と県当局の意見」1923年7月25日付『山梨日日新聞』。
- 27) 産休規程など, 女性教員の勤務に関わる変更が, 体制側や男性教員の批判の対象となることは, 甲府市や山梨県だけでなく, 他地域にもみることができる。詳細は, 拙稿「長野県下伊那郡における小学校女性教員の職業と家庭の両立問題」『地方教育史研究』第28号 全国地方教育史学会 pp.87-109, 拙稿「小学校女性教員における職業と家庭の両立問題—群馬県女教員研究大会での「母性」に関わる議論を中心に—」『日本教育史研究』(日本教育史研究会) 第27号, 2008年, pp.35 - 61, 参照。
- 28) 坂本増次郎著『女教員論』山梨労資新聞社, 1929年, pp.120 - 126。
- 29) 荻野美穂「歴史教育の役割—「歴史」と「自分」を架橋するために—」長野ひろ子・姫岡とし子編著『歴史教育とジェンダー—教科書からサブカルチャーまで』青弓社, 2011年, p.167。
- 30) 同上, 参照。